

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

自然を育み人の心を豊かにする水再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

舞鶴市

## 3 地域再生計画の区域

舞鶴市の全域

## 4 地域再生計画の目標

舞鶴市は、本州日本海側のほぼ中央部、日本海が最も湾入した京都府北東部に位置し、人口86,967人（平成26年4月1日現在）、面積342.39平方キロメートルで、海や川の恩恵を受けて発展してきた。

若狭湾に湾口を開いた舞鶴港は、波静かな天然の良港を形成し、約98キロメートルに及ぶ海岸線一帯はリアス式海岸で、若狭湾国定公園の指定を受けるなど、多くの景勝地にも恵まれており、近年は、京阪神圏から最も近い日本海側の都市として、海・山・川に囲まれた多様で貴重な自然が多数存在し、海水浴、釣り、そして豊かな海洋資源・海産物の対象地として注目されている。

舞鶴市域には、京都府最大の流域面積を有する一級河川の由良川のほか、高野川や伊佐津川等の中小河川が市内を貫流し、舞鶴湾等に注ぎ込んでいるが、工場・事業系排水のほか、近年のライフスタイルの変化や都市化の進展による河川や舞鶴湾の水質汚濁の進行に歯止めはかかっているものの、舞鶴湾のCOD値においては概ね2.0で推移し、横ばい状態である。素晴らしい舞鶴の自然を守り、次世代へ引き継ぐためには、汚濁割合の高い生活雑排水対策が引き続き重要な課題となっている。

舞鶴市では、生活排水を処理するために、昭和35年に公共下水道事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年に供用を開始し、現在、処理区の拡大及び処理施設の拡張に努めている。

また、市街地周辺部の農漁村地域では、下水道類似施設として、平成3年から漁業集落排水事業に着手し、3地区全てで整備を終え、農業集落排水事業は平成6年から事業着手し、8地区全ての整備を完了している。

さらに、浄化槽については、平成8年から個人設置の浄化槽整備事業を開始し、平成17年度からは市町村設置の浄化槽市町村整備推進事業を実施している。

これらの成果により、平成25年度末の汚水処理人口普及率は93.5%となったが、地域特性に応じた汚水処理施設の整備を一層促進し、舞鶴市内河川の水質汚濁の防止、舞鶴湾の水質保全をはかることにより、舞鶴市の貴重な海洋資源等を守るとともに、豊かで快適なくらしのため、水洗化の一層の促進を図る。

また、河川や海の水質保全を通じて、市民や来訪者が川や海に親しめる環境づくりを再生することにより、舞鶴市の観光や漁業等の経済振興につなげ、地域経済の活性化を図る。

#### （目標1）汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率 93.5%（基準値：H25年度末）

→96.5%（中間目標値：H29年度末）→98.0%（計画目標値：H31年度末）

#### （目標2）快適な住環境づくり

水洗化率 85.2%（基準値：H25年度末）

→89.0%（中間目標値：H29年度末）→91.0%（計画目標値：H31年度末）

#### （目標3）水環境の保全

河川の生物化学的酸素要求量（BOD）（伊佐津川）0.7mg（基準値：H24年度末）→2mg以下（中間目標値：H29年度末）→2mg以下（計画目標値：H31年度末）

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

舞鶴市では、「京都府水洗化総合計画」との整合性をはかりながら、下水道や浄化槽等の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、より効率的に公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の整備（市町村設置と個人設置）を進めている。

公共下水道は、舞鶴市の東・西・中市街地等の人口密集地区を中心に、東・西処理区に分けて整備を進めており、昭和35年に事業に着手し、東処理区は昭和44年、西処理区は平成7年、中地区については平成9年に

供用を開始し、現在、比較的整備率が低い西処理区中心に、処理区の拡大及び施設の拡張に努めている。

事業計画については、昭和33年6月27日に東処理区、昭和60年1月8日に西処理区の事業認可を受け事業に着手し、現在、平成22年3月の事業（変更）認可を受け、整備を進めている。

特定環境保全公共下水道は、自然公園区域内の水系水質保全や農村漁村の生活改善を目的としており、3処理区が対象で、昭和58年に事業認可を受け、3地区全ての事業が完了した。

なお、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた、平成25年度末の汚水処理人口普及率は、約93.5%である。

集落排水は、農村漁村の生活環境の改善や農業漁業の生産環境の保全等を目的としており、農業集落排水については、8地区が対象で、平成24年に全ての地区で事業が完了している。

漁業集落排水については、3地区が対象で、平成3年に事業着手し、平成12年に全て事業が完了している。

浄化槽整備は、個人設置と市町村設置の2手法により整備を進めることとしている。

個人設置は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、浄化槽設置整備事業により、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助する制度で、平成8年度から開始しており、公共下水道計画区域外及び農業・漁業集落排水事業区域外並びに市町村設置区域で事業に着手していない地域の浄化槽地区が対象で、1,028基に補助を実施している。

市町村設置は、公共下水道や集落排水が整備されない区域47地区が対象で、従来、個人設置で進めてきた浄化槽地区のより一層の水洗化促進をはかるため、浄化槽市町村整備推進事業により、市が地元同意の上、地区ごとに浄化槽を整備することとし、平成17年度から事業を進めている。

なお、浄化槽地区内の個人設置浄化槽については、市町村設置浄化槽の導入地区ごとに市へ寄附を受け、市町村設置と同様に市において管理を行っていく。

## 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

## 5-3 法第5条の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業【A3002】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

- ・ 公共下水道・・・・・・・・平成22年3月に事業認可
- ・ 浄化槽・・・・・・・・本計画にもとづく

#### [事業主体]

- ・ 舞鶴市

#### [施設の種類]

- ・ 公共下水道
- ・ 市町村設置型浄化槽
- ・ 個人設置型浄化槽

#### [事業区域]

- ・ 公共下水道 舞鶴市の区域のうち西処理区及び東処理区
- ・ 市町村設置型浄化槽 河辺谷地区（河辺中地区、西屋地区、室牛地区、河辺由里地区、観音寺地区、河辺原地区、栴尾地区）大山地区、多称寺地区、中田地区、中田下地区、杉山地区、松尾地区、登尾地区、上根・寺田地区、岸谷地区、白滝地区、城屋地区の一部、吉田地区、大君地区、桑飼下地区、小原地区、和江地区、丸田東地区、丸田西地区、八田地区、岡田由里地区、富室地区、地頭地区、滝ヶ宇呂地区、小俣地区、大俣地区、八戸地地区、長谷地区、上漆原地区、下漆原地区、下見谷地区、河原地区、西方寺地区、真壁地区、三日市地区の一部、上東地区の一部、下東地区の一部、和田地区の一部、匂崎地区の一部、青井地区、宇谷地区、上村地区、水間下地区、水間地区、中山地区、大川地区、志高地区。
- ・ 個人設置型浄化槽 舞鶴市の区域のうち公共下水道（特環含む）や集落排水及び浄化槽（市町村整備型）で整備する処理区を除く区域並びに浄化槽区域の内、未着手の処理区。

### [事業期間]

・公共下水道	平成27年度～平成31年度
・市町村設置型浄化槽	平成27年度～平成31年度
・個人設置型浄化槽	平成27年度～平成31年度

### [整備量]

・公共下水道	φ50～400	24,500m
	処理場	2箇所
・浄化槽	132基	
(うち市町村設置型：120基、個人設置型：12基)		

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	(西処理区)	約3,000人
	(東処理区)	約1,000人
浄化槽	(市町村設置型)	舞鶴市の全域で約250人
浄化槽	(個人設置型)	舞鶴市の全域で約30人

### [事業費]

公共下水道	2,080,000千円
(うち交付金)	1,070,000千円)
市町村設置型浄化槽	137,040千円
(うち交付金)	45,680千円)
個人設置型浄化槽	5,292千円
(うち交付金)	1,764千円)
合計	2,222,332千円
(うち交付金)	1,117,444千円)

## 5-4 その他の事業

### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

### 5-4-3 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 水洗便所等改造資金貸付金制度

- ・事業主体 舞鶴市
- ・事業期間 平成27年度～平成31年度

施工者の費用負担の軽減を目的に、汲取り便所を水洗便所に改造する場合に資金の貸付を行い、水洗化人口の普及促進を引き続き行う。

工事に際しての地元説明会等で融資制度を紹介し、1戸あたりの限度額を600千円として年間約140件の利用実績があるが、今後も継続していく。

#### (2) 湾内漁場清掃事業

- ・事業主体 京都府、舞鶴市
- ・事業期間 平成27年度～平成31年度

閉鎖性水域の舞鶴湾の水質保全を図り、良好な漁場を確保し、つくり育てる漁業の推進を目的として年2回実施している清掃活動を、今後も引き続き行う。

#### (3) 舞鶴の川と海を美しくする会事業

- ・事業主体 舞鶴の川と海を美しくする会
- ・事業期間 平成27年度～平成31年度

舞鶴市の川や海を美しくすることを目的に、昭和47年11月に市内自治会や事業所等で構成された「舞鶴の川と海を美しくする会」が発足した。同会では、毎年6月・10月を環境美化強化月間として定め、延べ20,000人の全市的規模で河川・海岸の一斉清掃を実施しているほか、水質汚濁の防止を求める事業所の巡回啓発や海水浴場パトロール等の環境美化啓発活動にも取り組んでおり、それらの活動に対し引き続き市も支援を行っていく。

### 5-5 計画期間

平成27年度～平成31年度

## 6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に京都府舞鶴市が必要な普及状況調査等を行い、速やかに状況を把

握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、舞鶴市総合計画及び環境基本計画等を用い、中間評価、事後評価の際には、舞鶴市統計資料や下水道宅内工事完工検査の集計を行うこと等により、評価を行う。

## 6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 25 年 (基準年度)	平成 29 年 (中間年度)	平成 31 年 (最終目標)
目標 1 汚水処理人口普及率	93.5%	96.5%	97.5%
目標 2 水洗化率	85.2%	89.0%	91.0%
目標 3 伊佐津川の BOD 値	0.7mg/ℓ	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下

※目標 3 の基準年度は平成 24 年

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
汚水処理人口普及率	舞鶴市の下水道統計資料より
水洗化率	宅内の下水道接続工事の完工検査数より
伊佐津川の BOD 値	河川管理者による測定資料より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
  - 1 事業の進捗状況
  - 2 総合的な評価や今後の方針

## 6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかに舞鶴市のホームページにより公表する。

## 6-4 その他

該当なし

## 7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項  
該当なし

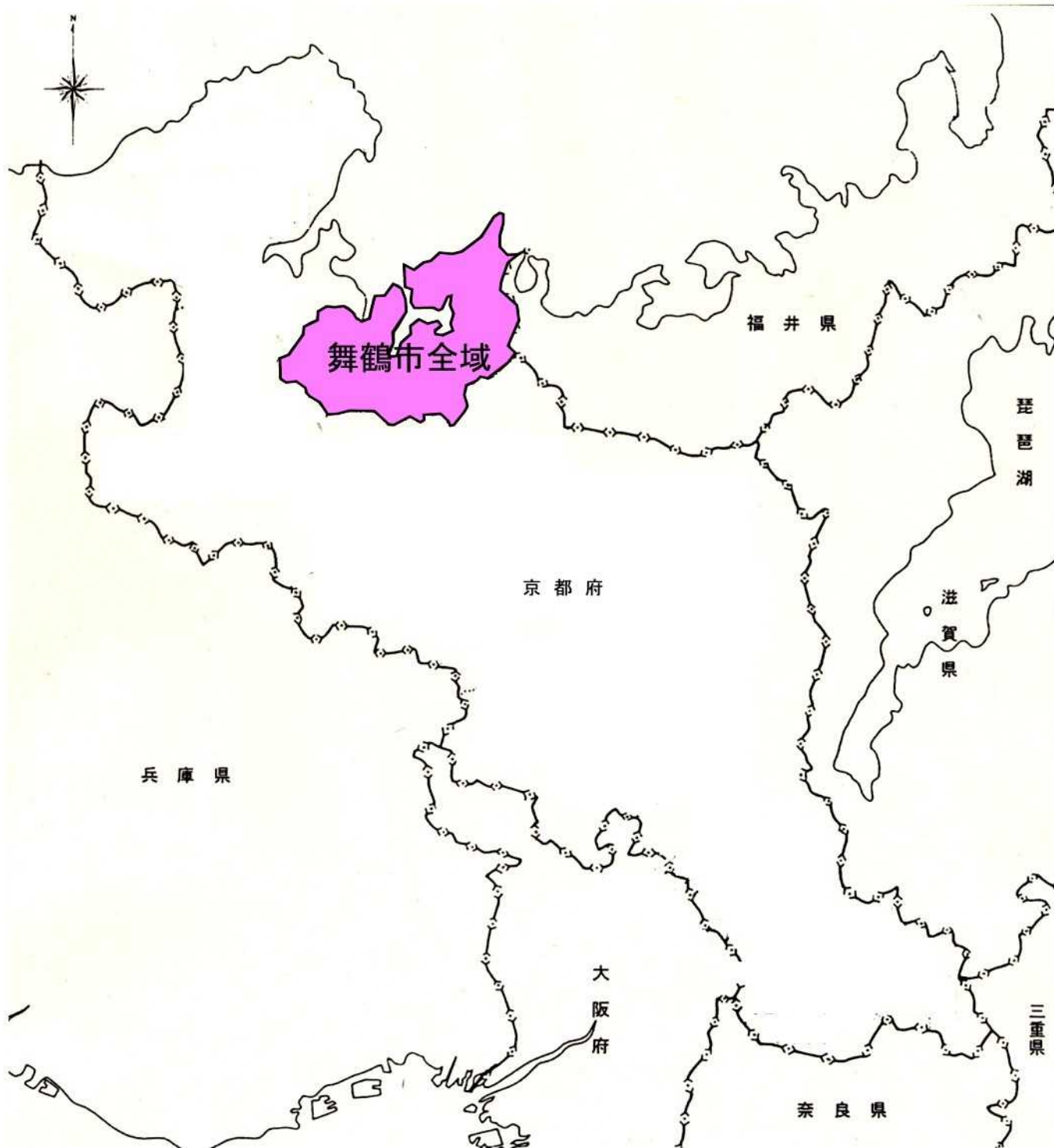
9 産業集積形成等基本計画に関する事項  
該当なし



## 添付資料の一覧

- (1) 地域再生計画の区域図
- (2) 汚水処理施設整備交付金による施設整備の整備箇所図
- (3) 地域再生計画の工程表

(1) 地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面



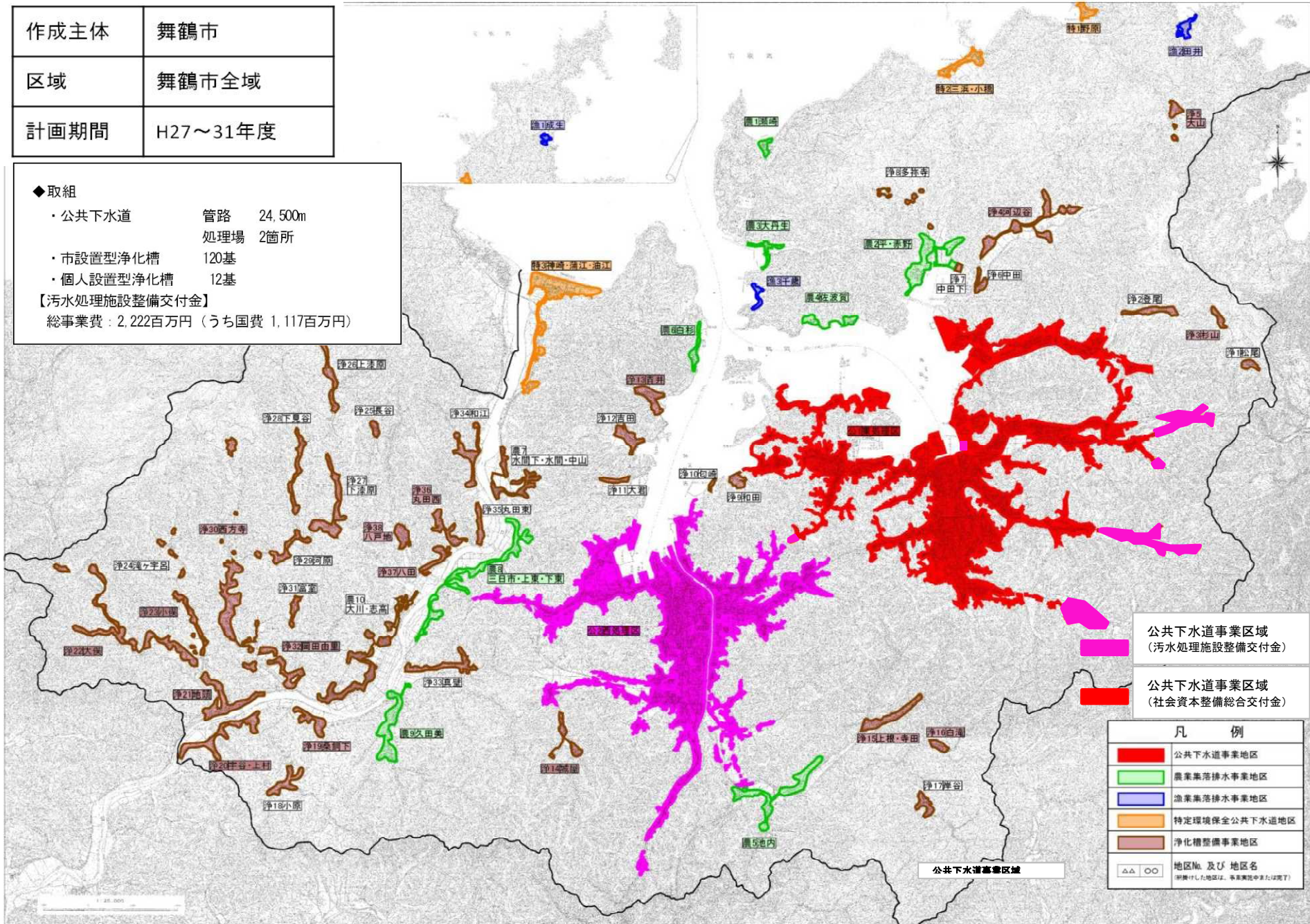
# 添付資料(2) 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図

作成主体	舞鶴市
区域	舞鶴市全域
計画期間	H27～31年度

◆取組

- ・公共下水道 管路 24,500m  
処理場 2箇所
- ・市設置型浄化槽 120基
- ・個人設置型浄化槽 12基

【汚水処理施設整備交付金】  
総事業費：2,222百万円（うち国費 1,117百万円）



公共下水道事業区域  
(汚水処理施設整備交付金)

公共下水道事業区域  
(社会資本整備総合交付金)

凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	公共下水道事業地区
<span style="color: green;">■</span>	農業集落排水事業地区
<span style="color: blue;">■</span>	漁業集落排水事業地区
<span style="color: orange;">■</span>	特定環境保全公共下水道地区
<span style="color: brown;">■</span>	浄化槽整備事業地区
△△ ○○	地区No. 及び 地区名 <small>(※併合した地区は、事業実施中または完了)</small>

公共下水道事業区域



添付資料(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

工 程 表

支援措置の名称	支援措置の対象となる施設	H27	H28	H29	H30	H31
汚水処理施設整備交付金の活用	公共下水道	東及び西処理区の管渠及び処理場の整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図る。				汚水処理人口普及率の向上 目標 98.0
	個人設置型浄化槽	集合処理区域外及び市設置型浄化槽区域の事業未着手地区において、汚水処理人口普及率の向上を図る。				
	市町村設置型浄化槽	農村部を中心に整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図る。				
関連事業	水洗便所等改造資金貸付制度	水洗式便所等の改造を行う者に資金貸付を行う				市民や来訪者が川や海に親しめる環境づくりを再生することに
	湾内漁場清掃事業	水質保全を図り、良好な漁場を確保するため湾内海底清掃作業				
	舞鶴の川と海を美しくする会事業	河川・海岸の一斉清掃作業と河川・事業所の巡回パトロール				

## 内容を説明した文書

### 1. 汚水処理施設整備交付金を活用して行う事業

#### (1) 公共下水道事業

事業区域は、舞鶴市の公共下水道区域で、東及び西処理区の管渠及び処理場の整備を行い、汚水処理人口普及率の向上を図る。

#### (2) 個人設置型浄化槽事業

事業区域は、舞鶴市の区域のうち、公共下水道(特環含む)、集落排水および浄化槽(市町村設置型)事業で整備する処理区を除く区域で、周辺部を中心に整備を行い、公共下水道事業および浄化槽(市町村設置型)事業と連携しながら汚水処理人口普及率の向上を図る。

#### (3) 市町村設置型浄化槽事業

事業区域は、浄化槽地区47地区のうち、条件が整い実施可能な区域から順次整備を行い、浄化槽(個人設置型)事業と連携しながら汚水処理人口普及率の向上を図る。

### 2. 関連して行う事業

#### (1) 水洗便所等改造資金貸付制度

下水道利用者の宅内工事の費用負担軽減を目的に、水洗便所への改造資金として貸付(限度額60万円)を行い、水洗化率の向上を図る。

#### (2) 湾内漁場清掃事業

閉鎖性水域である舞鶴湾の水質保全、良好な漁場の確保およびつくり育てる漁業の推進を目的として事業を実施し、市民や来訪者が川や海に親しめる環境づくりを再生する。

#### (3) 舞鶴の川と海を美しくする会事業

舞鶴市の川や海を美しくすることを目的に、自治会等で構成された「舞鶴の川と海を美しくする会」の活動。市も支援し、市民や来訪者が川や海に親しめる環境づくりを図る。